

人の動き

9月末日現在	10月末日現在
2,268	2,270
11,696	11,700
5,589	5,592
6,107	6,108
16	18
8	20
53	31

総世帯数 人口男女生亡出入
総世帯内 出生転入 死亡転出

印刷所 大登印刷所



◇広報をみんながよんでよい暮し◇

発行所 愛媛県 三崎町役場
編集 三崎町役場 総務課

納税	
11月 国民健康保険税 第3期分	12月 固定資産税 第3期分
納期限 11月末日まで	納期限 12月末日まで

別表 昭和36年度三崎町一般会計予算表

△は減額 (単位千円)

才入項目	当初予算額	第一回追加予算額	計
町税	13,347	650	13,996
地方交付税	28,186	6,986	35,172
使用料、手数料	780	50	830
国庫支出金	2,592	1,783	4,375
県支出金	105	1,274	1,379
寄附金	0	135	135
雑収入	52	0	52
町債	0	5,000	5,000
計	45,061	15,878	60,939

才出項目	当初予算額	第一回追加予算額	計
議会費	1,556	263	1,819
役場費	11,345	98	11,247
消防費	720	335	1,055
土木費	1,492	6,021	7,513
教育費	7,612	6,287	13,899
社会福祉施設費	2,830	838	3,668
衛生費	401	70	471
保健費	833	1,456	2,289
債費	11,729	0	11,729
赤字解消額	5,700	0	5,700
その他	843	706	1,549
計	45,061	15,878	60,939

才入

町税 一三、九九六千円
町税として計上しているものもは次のとおりである。

一、町民税 五、三二五千円
二、固定資産税 五、五九四千円
三、電気ガス税 九九〇千円
四、たばこ消費税 九六〇千円

才出

議会費 一、八一九千円
一、八一九千円
二、二四七千円
職員給与及び事務費等その内給与が大半を占めている。

消防費 一、〇五五千円
消防団の運営、消防活動に要する経費で、団員報酬、旅費、第二分団ポンプ購入等の費用が大半を占めている。

土木費 七、五一三三千円
道路、港湾をよくしたり、橋をつくらしたりする等に要する経費で、おもなものは次のとおりである。

一、三崎港湾局部改良事業 二、〇二八千円
二、佐田岬漁港修築事業 一、五〇〇千円
三、県道正野谷一喜木律道路整備 六〇〇千円
四、三崎一与修道路復旧 一九五千円

教育費 一三、八九九千円
教育委員会、小、中学校、社会教育等すべての教育関係の費用である。今年度は危険校舎(正野小、神中)改築費五、二九五千円等のため大巾にふえている。

社会福祉施設費 三、六六八千円
失業対策事業、国民年金、保育所、その他町民福祉の増進等現代社会において最も重要とされている福祉事業に要する費用である。

保健衛生費 四七二千円
伝染病予防、結核予防、寄生虫駆除、火葬場の衛生管理、健康を守るための費用である。

一、伝染病予防 九六千円
二、結核予防 二〇一十千円
三、火葬場 七三三千円

産業経済費 二、二八九千円
農、漁、商、工業等の振興育成のための費用である。

一、農業委員会 八〇二千円
二、農業費 一、三一九千円
三、漁業費 三〇千円
四、商工費 一〇千円

予算の内容

昭和三十六年度三崎町一般会計第一回追加更正予算が九月定例町議会において可決された。

今回追加した予算額は一五、八七八千円で、当初予算とあわせると別表のとおり三崎町一般会計予算は六〇、九三九千円と増大した。そこで広報九号で予算とはどんなものか等のあらましを見ていただいたので、内容は、予算の内容について見ていただく。

才入

地方交付税 三五、一七二千円
町の収入が少ないので国から交付される金である。

使用料、手数料 八三〇千円
公営住宅使用料、戸籍、証明、国民年金証紙売さばき等の手数料である。

国庫支出金 四、三七五千円
国がしなければならぬが、国と町とが共同してやるべき事業に對して、国より交付される金である。

一、農業関係 九四一十千円
二、串駐在所新築 三〇〇千円
三、三崎第二分団ポンプ購入寄附金 一〇五千円(昭和三十五年購入分)
四、三崎中学校テレビ購入寄附金 三〇千円
五、雑収入 五二千円

才出

公債費 一、七二九千円
事業をするために政府から長期的に借入れた金のうち本年度に支払うべき元金、利息及び金融機関からの一時借入金利息等である。

赤字解消額 五、七〇〇千円
赤字解消計画に基づき本年度分赤字解消額である。

その他 一、五四九千円
町有財産管理、選挙串駐在所新築、徴税、観光、広報、職員福利厚生、予備費などである。

一、串駐在所新築 六〇〇千円
二、予備費 三三三三千円
三、財産管理費 一八二一十千円
四、徴税費 一三三三三千円

以上が昭和三十六年度一般会計予算の内容のあらましである。

税の事典

(医療費控除)
医療費控除とは、自己又は配偶者、若しくは扶養親族が、医療費を歯科治療費を支払ったとき、その支払った金額が、保険金、損害賠償金等によつて、もどつてきた金額を差し引いて、そのうちの総所得金額の百分の五をこえないと、こえた金額を総所得金額から控除される。

秋の全国火災予防運動

秋の火災予防運動が十一月十六日より十二月二日まで全国一斉に行なわれます。

三崎町においてもこの期間中いろいろな火災予防行事が行なわれますが、そのなかで度々火災の原因となつておられます、かまどや煙突等を消防団員が見てまわりますので、次のような状態はもっとも危険です。早急な修理をしましょう。

① かまどが木造壁に接している状態、大壁だと加熱が低温でも長時間には出火します。腰壁を耐火構造にするか、二十五センチ以上離すよう改修をしましょう。

② 取灰の処理は完全にしましょう。

③ かまどと壁体の間に紙屑等の火のつきやすい物は置かないようにしましょう。

④ 火消壺は安全な所に置き蓋を完全にしましょう。

予金利息、不用品売はらい代金等である。

町債 五、〇〇〇千円
事業資金として新しく政府から次のとおり借入れをすることに決定した。

一、三崎港湾局部改良事業 一、〇〇〇千円
二、佐田岬漁港修築事業 一、〇〇〇千円
三、義務教育危険校舎(正野小、神中)改築 三、〇〇〇千円

教育費 一三、八九九千円
教育委員会、小、中学校、社会教育等すべての教育関係の費用である。今年度は危険校舎(正野小、神中)改築費五、二九五千円等のため大巾にふえている。

社会福祉施設費 三、六六八千円
失業対策事業、国民年金、保育所、その他町民福祉の増進等現代社会において最も重要とされている福祉事業に要する費用である。

保健衛生費 四七二千円
伝染病予防、結核予防、寄生虫駆除、火葬場の衛生管理、健康を守るための費用である。

一、伝染病予防 九六千円
二、結核予防 二〇一十千円
三、火葬場 七三三千円

産業経済費 二、二八九千円
農、漁、商、工業等の振興育成のための費用である。

一、農業委員会 八〇二千円
二、農業費 一、三一九千円
三、漁業費 三〇千円
四、商工費 一〇千円



① 外壁(羽目板等)が煙突に接している場合は、外壁が木造であれば一五センチ以上離す。防火造、鉄板張りでも接触していると危険です。

② 煙突が屋根下の場合、火の粉の吹上げにより火災をおこします。屋根より煙突が上に出るよう延長をしましょう。

⑤ 煙突の継手を完全にしましょう。

⑥ 煙突の掃除を度々しましょう。

かまど

① かまどが木造壁に接している状態、大壁だと加熱が低温でも長時間には出火します。腰壁を耐火構造にするか、二十五センチ以上離すよう改修をしましょう。

② 取灰の処理は完全にしましょう。

③ かまどと壁体の間に紙屑等の火のつきやすい物は置かないようにしましょう。

④ 火消壺は安全な所に置き蓋を完全にしましょう。

⑦ 煙突上部には火粉除けをつけましょう。

⑧ 煙突に亀裂又は腐蝕等があると火粉、火災がでて火災になりますので取替えるか修理をしましょう。

⑨ 煙突の継手を完全にしましょう。

⑩ 煙突の掃除を度々しましょう。

かまど

① かまどが木造壁に接している状態、大壁だと加熱が低温でも長時間には出火します。腰壁を耐火構造にするか、二十五センチ以上離すよう改修をしましょう。

② 取灰の処理は完全にしましょう。

③ かまどと壁体の間に紙屑等の火のつきやすい物は置かないようにしましょう。

④ 火消壺は安全な所に置き蓋を完全にしましょう。

税務課からの

お知らせ

①十一月十二月の月間中町内全部を巡回し今年一月から家屋を改築したり新増、増、改築された個所を一つ一つ税務課員が検査し評価を行ないます。該当されるかたはご了承をお願いいたします。

②来年からの町民税はとくに申告書が必要となります。申告書を提出されないうちの控除が認められなくなり、詳細については次回からお知らせいたしますのでよくご承知を願います。

③税務課で決定いたしました町民税の所得額に対して、よく「うちはこんなものがない」ということをいわれるかたが、あります。もうけ、額」とは違います。所得額とはそのうち、の総収入額から必要

④木材引取税は素材の引取に對し、価格を課税標準として立木の伐採後の最初の引取者に課税します。木材引取のあった者は毎月七日までに、前月一日から同月末日までに納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなればならないことになっております。木材引取税の税率は、百分の二であります。

⑤町村に於て利子のいる金を借りるよりも町村自体の財源である町税の徴収を強化すること、赤字団体である町

八幡浜県事務所管内の
別表 町民税徴収率表

町村名	34年度徴収率	35年度徴収率
保内町	90.8	90.8
伊方町	85.7	82.1
瀬戸町	68.6	77.1
三崎町	91.0	93.0
三瓶町	97.6	97.0
明浜町	70.6	74.0
宇和町	89.9	87.4
野村町	96.4	96.4
城川町	81.8	86.9
平均	88.4	89.1

三崎町商工会設立！

会長に山本啓輔氏

三崎町商工会設立発起人会により、着々準備が進められていた三崎町商工会(広報十二号既報)の設立総会を去る十月十八日三崎町中央公民館に商工会加入申込者(町内商工業者)が出席して開き、満場一致でその設立をきめ引続いて

一、定款
一、昭和三十六年度事業計画
一、昭和三十六年度才

役員の顔ぶれ(敬称略)

会長 三崎 山本啓輔
副会長 三崎 清家岩雄
理事 二名津 村井健
井野浦 西村国松
与修 加藤宗之助
正野 菊池仲一
二名津 金森高雄
八幡 武義
井関 正明
阿部 義則
菊池 長吉
西川 宏吉
梶原 豊
山原 房太郎
山下 重治郎
松池 道雄
大内 節朗
堀田 正盛
是正 盛
堀田 義広

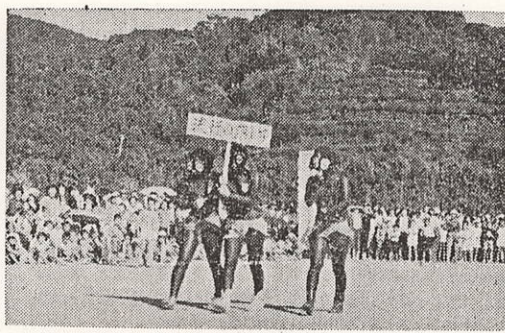


会長就任ご挨拶 山本啓輔

今度私達商工業者の念願としておりました三崎町商工会が町長さん始め町当局関係者のご指導と皆様からの深いご理解によりましてその設立をみるにいたりました。つきましては今回は私自身が会長に選任されました。もとより浅学非才、ご期待に添い得るやを、危ぶみますが、皆様からの厚いご支援のもとに、町内商工業改善、発展のため微力ながら専心その任を果したいと思っております。

何卒、ご指導、ご援助をお願い申し上げます。

第4回町民運動会にぎわう

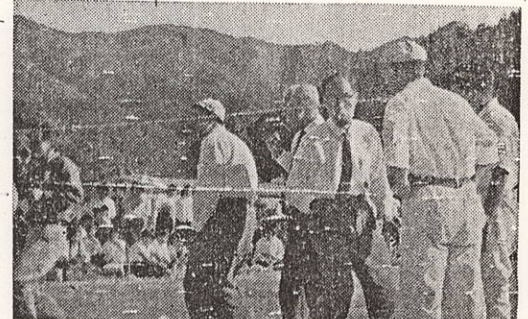


(仮装行列)

秋の一日をたのしみながら町民、部落どうしの融和をはかることを目標に、町民各位、各学校、団体等のご協力を得て、十月十一日午前九時より三崎小、中、高校運動場において第四回町民運動会を挙りました。

当日は曇一つない快晴にめぐまれて約五千人が各部落より参加、町始まって以来のにぎわいで、リレー、綱引き、各学校団体によるおどりの数々仮装行列等盛りだくさんな競技がプログラムに従って順調に進められ、走る者も応援する者も和気あいあいのうちに、午後五時三十分、無事運動会の幕を閉じました。

この町民運動会は今年後毎年行なうことにきまりましたが中絶されることがなく、年を追うごとにますますさかんに進み、その目的に沿って、町民の皆さんに満足して参加していただけるよう運営したいと思っております。来年も又元気にご参加ください。



(タバコ火つけ競走)

旧軍人、軍属及び遺家族の皆様へ

①旧軍人等の恩給請求手続きについて
加算により在職年数が十二年以上となる旧軍人は法の改正により恩給(本人死亡の場合は遺族に扶助料)が給付されることになったこととお知らせしましたが、次の要領で請求手続きをすることになり

②右により権利があると思われる方は、町村より用紙を受けとり記憶などで、できるだけ詳しく、履歴申立書を(傷病一時金申立書添付)本籍地市町村又は軍恩連へ提出すること。(海軍は住所所在地市町村へ提出)

③右履歴申立書が、県で照合され送付あり

④入夫婚姻による妻の

父母について旧民法による入夫婚姻により、入夫となった者とその妻(女戸主)の父母との間には法律上の親子関係がなかったため遺族から除外されていたが、生活の実態としてはむこ養子と養父母との関係と類似しているため今回新たに妻の父母を遺族に加えられることになった。なお申慰金は妻の父母も、三親等内の遺族としてすでに遺族の範囲に加えられています。

②被徵用者等で内地勤務の有給軍属について
被徵用者等である内地勤務の有給軍属は従来、共済組合等からの年金受給者となっていたため、援護法の準軍属の範囲から除かれ被徵用者等の身分がありながら何の措置も受けられなかった者に対して今回援護法による障害年金、遺族給付金が受けられることになった。

ただしこれら遺族給付金は、法で定められた公務傷病による場合です。

③障害一時金の増額について
障害一時金の増額もされたが、これは十月一日以後支給事由が適用できる者のみ適用されます。

なお、①については遺族会と連絡の上役場係へ、②については、以前請求し却下されたものはその却下書類をもって係へ申出てください。

その他詳しくは町役場民生係でお聞きください。
(厚生課民生係)

十二月
広報のしおり
衣 寒さは日ごとに増します。合服等のエリ、ソデの目立たないよれが春に出たとき、赤茶けたシミに変わつていよいよ必ずシミ、抜きをしましませう。

食 寒くなり、忙しくなれば十分栄養をとっておかないと疲れが出て、かぜなど引きやすくなります。たん白質、脂肪、ビタミンA、Cなど十分とり入れることを毎回の食事にくふうをしましませう。

住 風の吹く日にはフスマのあわせ目からは冷気も気になります。ミシンを日あたりの場所に移したり家具類の配置をかえたりして、あたたかくなったの仕事をほかにせらるるくふうをしましませう。

健康管理 抵抗力の弱い子どもや老人にかぜをひかせないよう十分気をつけてあげまじませう。紫外線は、冬に多い呼吸器病のばい菌やウイルスを殺してくれ、赤外線もばい菌が生きられないように室内を乾燥させますから日光をできるだけ家の中に入れてまじませう。また外出から帰つたらうがいをしてまじませう。